（特例協会員の範囲）
第６条　規則第２条第３号に定める協会員は、理事会が定めるものとする。
（特例協会員の会費）
第７条　規則第２条各号に掲げる特例協会員の会費は次のとおりとする。
⑴　非営利協会員は月額会費を10,000円とし、これに12を乗じたものを年額会費とする。
⑵　公益法人協会員は月額会費を10,000円とし、これに12を乗じたものを年額会費とする。
⑶　第３号に規定する会費は、理事会で別に定める。
（会費算出の特例）
第８条　規則第６条第２項ただし書及び同第９条に定める会費算出の特例の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
⑴　合併した場合における資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、合併後の存続会社又は新会社設立時の合併日現在の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、消滅会社と存続会社それぞれの直近の事業報告書または決算書の数値を合算した数値を基準とする。
⑵　事業の譲渡及び譲受けの場合における譲渡元、譲受先の資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、それぞれ事業の譲渡及び譲受けの日現在の資本金及び店舗数の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、譲渡元、譲受先、それぞれの譲渡、譲受前における直近事業報告書又は決算書の合算と同じ数値を振り分けた数値を基準とする。
⑶　会社分割の場合における新会社の資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、それぞれ会社分割の日現在の資本金及び店舗数の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、会社分割前の直近事業報告書または決算書の貸付金高の数値と会社分割後におけるそれぞれの直近事業報告書または決算書の数値の合算と同じ数値を基準とする。
⑷　新規設立により１期目の決算を迎えていない貸金業者が加入申請する場合の基準となる資本金、貸付金残高、店舗数のそれぞれの数値は、加入申請時点の申告数値を基準とする。ただし、数値の根拠資料となる登記事項証明書その他の資料を提出するものとする。
２　協会員について、前項第１号から第４号までの事由が次に掲げる期間に生じた場合、その期間区分に従い、前項第１号から第４号までの算定基準（以下「新算定基準」という。）に基づき算出した会費を適用する。
⑴　３月１日から８月末日までの期間に事由が発生した場合、下期及び１期目の決算が到来する支払期までの会費について新算定基準を適用する。
⑵　９月１日から翌年２月末日までの期間に事由が発生した場合、翌年度上期及び１期目の決算が到来する支払期までの会費について新算定基準を適用する。
３　合併、事業譲渡、会社分割及び新規設立の事由により１期目の決算月を迎えた協会員は、次に掲げる期間区分に従い、規則第４条に定める会費算定基準となる数値について変更申請を行ない、新たな会費に改める。ただし、協会は、変更申請の提出を行わなかった協会員について、事業状況の変更に関しその事実を知り得た場合、当該事実を基礎に会費の算出をし、その額に請求を改めることができる。
⑴　３月１日から８月末日までの期間に１期目の決算月を迎えた場合、下期及び翌年度分の会費を改める。
⑵　９月１日から翌年２月末日までの期間に１期目の決算月を迎えた場合、翌年度分の会費を改める。
４　協会員は、会社更生手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受け、若しくはその他いずれの法域の手続によるかを問わずこれらの類する再建型倒産手続（以下「事業再生等手続」という。）を開始することになった場合、協会に対して、手続開始時の資本金額、貸付残高及び店舗数に基づいて会費の算定を求めることができ、協会は、協会員から当該申し出があった場合、次に掲げる要件に基づいて会費を算定し直すこと（以下「事業再生等における会費特例」という。）ができる。
⑴　事業再生等手続の開始により、事業年度が終了するか又は財産評定を行い、それに基づく決算書（公認会計士又は監査法人が作成し、内容が適正である旨の意見が付されている書類で決算書に準じた内容が記載された試算表等を含む。）又は事業報告書（法第24条の６の９）が提出されること。
⑵　前号記載の決算書又は事業報告書に記載された資本金については、純資産額が資本金額を下回る場合は資本金額に代えて純資産額を資本金割会費の基準とし、また債務超過の場合は資本金なしとして扱う。
⑶　協会は、第１号の書類のほか必要と認めるときは、協会員からその内容が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類の提出を求めることができる。
５　前項に基づき事業再生等における会費特例の審査を行ったとき、協会は申し出を行った協会員に対して、その適用の可否について結果を通知する。
６　事業再生等における会費特例が適用される場合、当該特例会費は、事業再生等手続が開始された月より適用し、更生計画認可その他の事由により手続が終了した期（規則第５条に規定する上期又は下期を指す。以下同じ。）までとする。ただし、事業再生等手続の開始された月が属する期について会費が納入済みの場合、当該特例会費は次の期から適用する。
（補則）
第９条　その他この細則で定めのない事由が生じた協会員の会費は理事会の議決により定めることができるものとする。

附　則

１　この細則は平成19年12月19日から施行する。
２　平成19年12月から平成20年３月までは経過措置期間とし、この細則で定める方法で算出した会費月額に平成20年３月までの残月分を乗じた金額を会費金額とする。

附　則

この細則は、平成21年３月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成29年２月１日から施行する。
２　平成28年度までに協会員となった者の会費は、この細則の規定にかかわらず、次のとおりとする。
⑴　平成29年度の会費は、この細則の適用前の基準により算定された会費額と、この細則の適用後の基準により算定された会費額との差異の金額に４分の１を乗じた金額を、当該差異が正の数の場合は、この細則の適用前の基準により算定された会費額に加え、当該差異が負の数の場合は減額して、当該年度の会費額（100円未満切捨て）とする。
⑵　平成30年度の会費は、この細則の適用前の基準により算定された会費額と、この細則の適用後の基準により算定された会費額との差異の金額に４分の２を乗じた金額を、当該差異が正の数の場合は、この細則の適用前の基準により算定された会費額に加え、当該差異が負の数の場合は減額して、当該年度の会費額（100円未満切捨て）とする。
⑶　平成31年度の会費は、この細則の適用前の基準により算定された会費額と、この細則の適用後の基準により算定された会費額との差異の金額に４分の３を乗じた金額を、当該差異が正の数の場合は、この細則の適用前の基準により算定された会費額に加え、当該差異が負の数の場合は減額して、当該年度の会費額（100円未満切捨て）とする。